

# 予対通報

第11号

○発行日：平成29年3月31日

○発行者：島根県保育協議会 予算対策委員会

## 社会福祉法人改革と保育・教育の目標を考える

2018年度から実施予定の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定案が発表されました。今回の改定は大幅なもので、教育と一体的に扱うべき養護の位置づけを変え、小学校への接続を意識した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。これを全幼児教育施設が共有すべき最上位の目標として掲げるとともに、その達成のために各施設は保育計画を策定し、評価し、改善しなければならないとしています。2006年に教育基本法の改正が断行されましたが、その当時今日の教育の状況を危惧した識者はいましたが、10年を経て保育現場にも影響が出てきたことを実感します。本来、教育は基本的人権を尊重しつつなされる、個々人の自己実現を支援する営みであるという理念や、遊びと学びは子どもの権利であり、国はその豊かで多様な機会を提供する責任を負っているとの見識も、専門家である教師・保育者の自主的判断によってなされるのがもっとも望ましいとする考え方も後退しているように思われます。今後、解説書や研修でそれに向けての実践が求められていくことになりますが、すでに全国の自治体で「育ってほしい姿」の先行実践が始まっています。成果を出すことを求められ、少なからず現場に混乱を招いています。この機会に私たちは、平和で格差のない社会を実現し、「子どもらしい子ども時代」を守り、遊び遊ぶ権利の主体として子どもを育むことが、保育の最も大切な目標でなくてはならないことを確かめ合い、大きな世論にしていきたいと思います。

社会福祉制度改革については、国は社会保障制度審議会95年勧告以降、20年の準備期間を経て、この4月からいよいよ全面展開します。全国で社会福祉事業を担っている1万7000の社会福祉法人のすべてが、定款、役員体制を変えて新たな歩みを始めることになります。社会福祉法人は、言うまでもなく憲法25条に基づく生存権保障に根ざした事業を進める、人権保障の担い手であります。社会福祉法人の存在意義はそこになります。ところが、今回の改革は社会福祉法人の公益性と非営利性を徹底するための法的規制を強化する一方で、これまでの公益性、非営利性の徹底を基盤として、その事業を担保するための優遇措置として行ってきた補助金や非課税措置、退職共済の助成などを縮小してきています。まったく矛盾に満ちた見直しに憤りを禁じ得ません。

今回、社会福祉法24条（経営の原則）に第2項「無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供する」が新設されます。採算性が乏しく、市場で安定的、継続的に提供されることが望めないサービスの供給を社会福祉法人に担わせる一方で、社会福祉法人が先駆的に行ってきました事業の「制度化」への取り組みを閉ざすことにもなりかねません。

また、社会福祉充実残額の再投下の取扱いについて、当初は地域に貢献することを求めていましたが、その後、論調が変わり、再投下の優先順位が、①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他の公益事業、となりました。本来の事業を運営するために算定されたものを他の事業に転用してもよいかという問題から社会福祉事業を一番目に復帰させたものです。さらに最近の論調では、社会福祉充実計画は、職員待遇の充実を最優先に取り組むことが望ましいとしています。福祉職員の待遇を低く抑えているのは福祉事業者であり、人材確保と職員待遇のアップは公的資金ではなく、自らの「残ったお金」を注ぎ込むべきとの世論誘導を図っているようにも受けられます。

今、新保育制度のもとで、施設間の格差解消と人材確保対策が大きな問題となっています。私たち保育団体としては、ここは公定価格を抜本的に引き上げ、職員の配置基準を改善し、福祉職員の退職共済制度への公的補助を継続して充実させることを求めることが喫緊の課題です。さらに、地域社会に対して透明性を確保して、共感を広げるための発信を強めていくことが重要です。



島根県保育協議会副会長 森山 幸朗  
(雲南保育協議会 あおぞら保育園)



# 保育所職員の処遇改善から感じること

予算対策委員長 岩倉 善光  
(大田市保育研究会 みどり保育園園長)

平成29年度へ向け、社会福祉法人制度改革を始め、保育所保育指針・幼稚園教育要領改定、待機児童解消、保育士確保・処遇改善等、多くの問題・変化があります。

切実な問題の1つとして、保育士の処遇改善であります。毎年支給方法が異なり、運営を行う先生方も行政も大変であったと思います。

来年度の予算案が閣議決定され、保育士の処遇改善は、人事院勧告に伴う改善(1.3%)を公定価格に反映する他、全職員に2%相当(6,000円程度)、経験年数7年以上の中堅保育士を対象に、「副主任保育士」「専門リーダー」の役職を新設し、月額4万円を上乗せする。また、経験年数3以上の若手向けに「職務分野別リーダー」職を新設し、月額5千円の上乗せをするしました。これらはキャリアアップとセットで実施されるものであり、それぞれ乳児保育・幼児教育等、15時間程度の研修修了を要件としており、現実的とは言い難いものであります。さらに、退職手当共済制度の公費助成の廃止も検討され、正規・非正規での保育者処遇の格差が懸念されるところです。

処遇改善で保育士確保をする事は、待機児童解消の為にも重要な事であります。その為にも、まずは公定価格を改善し賃金水準を見直し、現在配置基準の1.8倍の保育士配置(平均)という現状を踏まえた上で、職員配置基準の底上げも必要になります。また、公費助成の維持・拡充を求める声を上げなければならないと思います。

まだまだその他にも必要な事がありますが、これから何が必要なのかを皆様と共に考え、全ての子ども達の幸せの為に、今後も予対活動の充実を図りたいと思います。これからも何卒宜しくお願ひ申し上げます。

## 陳情・要望活動について

予算対策副委員長 朋澤 公香  
(かのあし保育協議会 吉賀町双葉保育所)

平成28年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。その中の「夢をつむぐ子育て支援」において、「安心して子どもを産み育てる事ができる社会を創る」との決意が語られています。「待機児童解消加速化プラン」「子ども・子育て支援新制度」の施行により、保育の受け皿の拡充は図られてきました。しかし、現場の担い手である保育士の確保・処遇・保育の質の向上にむけて財源の確保、その他、幼児教育の置かれる状況の充実についての検討には終わりはありません。

めまぐるしい社会情勢の中、島根県保育協議会 予算対策委員会では、山口会長、森山副会長を中心に他の保育団体と協働し、厚生労働省や関係機関と繋がり、情報収集に努め、情報分析・対応をその都度協議しながら、国と県への陳情・要望事項作成を行いました。

7月25日の保育三団体代表者会議において取りまとめ、8月31日の県 子ども子育て支援課との意見交換会を経て、9月15日保育振興議員連盟総会へ出席、10月5日島根県知事・県議会議長・健康福祉部長への陳情・要望活動を行い、保育現場での処遇改善、人材確保、また、それぞれの地域の特性を踏まえた保育施策の更なる充実を要望しました。

社会福祉法人制度改革に突入した今、保育に携わる者として、knowing-doing-being…「わかる」—「できる」—「～したい」思いを持っていきたいと思います。会員の皆様で共有する思いが保育制度に生きることを信じています。



### 要 望 趣 旨

我が国の少子高齢化の進行は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、国や社会の存立基盤に大きな影響を与える重要な問題で、少子化対策は喫緊の課題です。

このような中、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業が進められています。また社会福祉法人制度改革において、経営組織の見直し、地域貢献等が進められ、社会福祉法人の保育所として、地域に果たしていく役割はますます大きく重要なものとなっています。

すべての子どもたちが健やかに成長していくために、また子どもの育ちと子育てを社会全体で支援できるよう、保育現場での処遇改善、人材確保、それぞれの地域の特性を踏まえた保育施策の更なる充実を図っていただきますようお願いいたします。

### 国に対する要望

#### 1. 安定的な財源を基にした、処遇改善の継続、保障について

消費税増税が先延ばしにされ、増税分を財源とする子育て施策拡充が困難な事が予測。とりわけ保育士処遇改善は今後継続的に行っていかなければならない事項です。安定的な財源を基に、保育の質の更なる向上のために子育て支援を担う保育士処遇の改善を継続、保障してください。

#### 2. 新制度における地域子ども・子育て支援事業に係る補助制度の見直しについて

延長保育、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業について、事業が実施できる補助額とする、利用児童数に応じた補助単価の設定を細分化するなど、事業を安定的に実施できるよう補助制度を見直してください。

### 県に対する要望

#### 1. 小規模保育所への安定した補助について

本県は中山間地域・離島を中心未就学児童は減少傾向にあり、併せて保育士の確保も困難な状況にあります。小規模園は児童数の減少とも相まって安定した運営は難しいものとなっています。そのため、途中入所に対応する保育士配置の財源確保も困難な状況にあります。

こうした保育所が安定的に事業展開でき、また地域の子育て拠点としての機能を果たせるよう、より一層の補助を要望します。

#### 2. 県西部地域における保育士の確保について

本県東部地域においては、県立大学短期大学部保育学科や保育士養成校が設立されていますが、県西部地域においては、これら養成校が1校もなく、保育士確保が厳しい状況にあります。

社会減による人口減少がとりわけ顕著な県西部地域において、保育の人材確保とともに若者の県内定着・定住を図る観点からも、県外や県東部の保育士養成校に進学した生徒の県西部への就職を促進する取り組みを強化していただきますよう要望します。

併せて、高校生に向けて保育士への理解を促進する取り組みを、島根県教育委員会と連携し進めさせていただきますよう要望します。

#### 3. 認可外保育所の指導について

全国的には認可外保育所において、施設の基準を満たしていない、保育の質の確保ができない等、不十分な保育環境が原因で痛ましい施設内での事故が後を絶ちません。

島根県内におかれましては、保育の質を第一に考え、子どもたちの安全が十分確保されるよう、認可外保育所の指導、監督の徹底をお願いします。